

ばらのまち福山ロゴ利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別図に定めるばらのまち福山ロゴ（以下、「ロゴ」という。）の利用に関する必要な事項を定めるものとする。

(利用に関する権利)

第2条 ロゴの利用に関する一切の権利は、福山市（以下、「市」という。）に帰属する。

(利用の目的)

第3条 ロゴの利用は、「ばらのまち福山」の象徴としてブランド力の向上と認知拡大につなげることを目的とする。

(利用許諾)

第4条 ロゴを利用しようとする者は、ロゴ利用許諾（以下、「利用許諾」という。）申請を行い、市長から利用許諾を受けなければならない。

2 前項の規定に関わらず、著作権法（昭和45年法律第48号）に定める著作権の制限に該当する場合又は市の機関が利用する場合は、この限りではない。

(利用許諾の申請)

第5条 前条第1項の規定により利用許諾を受けようとする者は、利用許諾申請書（様式第1号）又は福山市電子申請システムにより必要事項を記載したものに関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請を行った者（以下、「利用許諾申請者」という。）に対し、必要に応じて資料等の提出を求めることができる。

(利用許諾の手続き)

第6条 市長は、前条第1項の規定により利用許諾申請があった場合は、その利用目的（内容）、利用期間、利用数その他について審査し、当該利用が第3条に定める目的に沿い、適当と認める場合は、利用許諾を行うことができる。この場合、市長は、当該利用許諾申請者に対し、別に定める「ロゴデザインガイド」の遵守を求めるとともに必要に応じて利用許諾条件を付することができる。

2 市長は、前項に規定する利用許諾を行った場合は、利用許諾書（様式第2号）により当該利用許諾申請者へ通知するものとする。

3 利用許諾の期間は、利用許諾の日から起算して1年以内とする。

4 前項の期間満了後において、引き続きロゴを利用するときは、あらためて申請を行い、利用許諾を受けなければならない。

(利用不許諾)

第7条 市長は、前条の規定に関わらず、利用許諾申請者（法人の場合、第1号の規定においては法人の役員を含む。）が、次の各号のいずれかに該当する者の場合は、その利用許諾を行わないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員、福山市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第3号に規定する暴力団員等、その他これらに準ずる者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第5号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業を行う者
- (3) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者
- (4) 政党若しくは宗教団体又は特定のこれらを支援若しくは支援する恐れがある者

2 市長は、利用許諾申請者が前項各号の規定に該当しない場合であっても、ロゴの利用が次の各号のいずれかに該当する場合、その利用許諾を行わないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 市の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する利用と認められる場合
- (5) ロゴのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (6) 「ロゴデザインガイド」に沿わない方法により利用される場合
- (7) その他、市長が適当でないと認める場合

3 市長は、前2項の規定により前条に規定する利用許諾を行わない場合は、利用不許諾書（様式第3号）により当該利用許諾申請者へ通知するものとする。

(利用許諾内容の変更等)

第8条 第6条の規定により利用許諾を受けた者（以下、「利用者」という。）が、当該利用許諾を受けた内容について変更をしようとする場合は、利用変更許諾申請書（様式第4号）を市長に提出し、変更についての利用許諾を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により変更申請があった場合は、前条第2項の規定を適用しその内容の審査を行い、当該変更が第3条に定める目的に沿い適当と認める場合は、その変更についての利用許諾を、当該変更が不適当と認める場合は、その変更についての利用不許諾を行うことができる。

3 市長は、前項に規定する変更についての利用許諾又は利用不許諾を行った場合は、利用変更許諾書（様式第5号）又は利用変更不許諾書（様式第6号）により当該利用者へ通知するものとする。

(利用者の遵守事項)

第9条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴの利用が第3条に規定する目的にあることに留意し、その目的を損なわないよう十分

に注意すること。

- (2) ロゴの利用にあたっては、利用許諾（第8条の規定による利用変更許諾があった場合は、その変更後のもの。以下同じ。）を受けた内容に限ること。
- (3) 利用許諾を受けた権利を第三者へ再許諾、譲渡又は承継しないこと。また、取得したロゴのデータを第三者へ譲渡しないこと。
- (4) 当該利用許諾にもとづき製作された物件等（以下、「利用対象物件」という。）に著作権者の表示及び利用許諾番号を市長が指定する方法により記載すること。ただし、市長が特に認める場合は、この限りではない。
- (5) 利用対象物件を市長の指示する方法により提出すること。
- (6) 利用対象物件について、第三者に対して市から推奨されたものであると表示又はこれに類する行為をしないこと。
- (7) 市長が行う調査その他の照会に応じること。
- (8) その他各種の法令を遵守すること。

（利用料）

第10条 ロゴの利用料については、無料とする。

（利用許諾の取消し等）

第11条 市長は、利用者又は利用者の行為が次の各号のいずれかに該当する場合は、その利用許諾を取消することができる。

- (1) 申請書等の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (2) 第7条第1項又は同条第2項の各号のいずれかに該当する場合
- (3) 第9条第1項各号の遵守事項に違反した場合
- (4) その他利用許諾の継続が不相当であると認められた場合

2 市長は、前項に規定する取消しを行った場合は、利用許諾取消し通知書（様式第7号）により当該取消しを受けた者へ通知するものとする。

3 前項の規定により利用許諾の取消しを受けた者は、利用対象物件に利用許諾取消しの日からロゴを利用することはできない。

4 市長は、利用許諾の取消しを受けた者に対して、利用許諾の取消しを受けた利用対象物件について回収等の措置を請求することができる。

5 市長は、前3項の規定により、利用許諾の取消しを受けた者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

6 市長は、第1項の規定により利用許諾の取消しを受けた者が、その取消し後に行った利用許諾申請について、取消しの日から最長1年間、利用許諾を行わないことができる。

7 市長は、利用許諾を受けずにロゴを利用した者が行う利用許諾の申請について、市長が事実を確認した日から最長1年間、当該利用許諾を行わないことができる。

（利用の非独占性等）

第12条 この規程による利用許諾は、利用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴを利用する権利を付与するものではない。

2 この規程による利用許諾は、利用者又は利用対象物件について市が推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第13条 市は、この規程による利用許諾の申請（利用許諾内容の変更申請を含む。）及びロゴの利用の実施に係る経費又は役務については一切負担しない。

(賠償責任等)

第14条 市は、利用許諾を行ったことに起因し利用者に生じた損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 利用者は、利用対象物件の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 利用者は、ロゴの利用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

4 市長は、前2項の規定に違反する利用者に対し、必要な措置を行うよう命ずることができるとともに、必要な法的措置をとることができる。

(協力)

第15条 利用者は、ロゴが第三者の著作権その他の権利を侵害していると知った場合又はその旨を主張する者がいることを知った場合は、速やかに市へ通知することのほか、その後の市の対処に協力するものとする。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、ロゴの利用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、2026年（令和8年）4月1日から適用する。

別図



ばらのまち
福山
FUKUYAMA
The City of Roses



ばらのまち
福山
FUKUYAMA
The City of Roses

(※) ここに掲げるもののほか、「ロゴデザインガイド」に定める各図についても、ロゴとして取扱う。